

## 山形県空き家活用支援協議会設置要綱

### (目的)

第1条 空き家の適正管理、活用、解体について、所有者及び住み替え希望者に対する相談体制を整備して老朽危険空き家の発生を抑制することにより、快適な住環境の確保と活力ある地域づくりを促進することを目的に、山形県空き家活用支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (実施事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 空き家活用相談体制の整備及び相談業務に関すること。
- (2) 空き家活用及び中古住宅流通促進に関すること。
- (3) その他空き家対策を推進する上で必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

2 協議会の会長は、山形県住宅供給公社専務理事をもってあてる。

### (会議)

第4条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は必要に応じ、専門部会を置くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、山形県住宅供給公社に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	団体・機関名	備考
1	特別法人山形県住宅供給公社	
2	公益社団法人山形県宅地建物取引業協会	
3	公益社団法人全日本不動産協会山形県本部	
4	山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課	
5	山形県県土整備部建築住宅課	